

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
取 得 財 産 価 額		人 -	千円 -
		3,192	231,157,674
	相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額	121	2,752,879
	債 務 控 除 額	1,625	17,753,614
	暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額	496	1,689,031
課 税 価 格	3,216	217,845,969	
相 続 税 額	算 出 税 額	3,187	31,777,507
	2 割 加 算 額	281	283,114
	計	3,187	32,060,621
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	162	92,307
	配 偶 者	559	6,711,227
	未 成 年 者	22	7,072
	障 害 者	80	86,560
	相 次 相 続	130	267,682
	外 国 税 額	-	-
	計	882	7,164,848
差 引 税 額	2,720	24,895,773	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額	30	126,024	
医 療 法 人 持 分 税 額 控 除 額	-	-	
小 計	2,717	24,769,749	
農 地 等 納 税 猶 予 額	25	366,573	
株 式 等 納 税 猶 予 額	4	193,187	
山 林 等 納 税 猶 予 額	-	-	
医 療 法 人 持 分 納 税 猶 予 税 額	1	6,754	
申 告 納 税 額	納 付 税 額	2,711	24,227,456
	還 付 税 額	11	24,221
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額	-	-	
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	1,138	91,080,000	

調査対象等： 平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までの申告（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 22 年分	2,859	191,303,087	24,114,816	6,696,071	2,381	15,849,047	11	33,769	1,048
平成 23 年分	2,961	182,301,789	20,208,718	4,954,459	2,481	14,365,665	14	24,293	1,064
平成 24 年分	3,055	196,360,725	23,928,438	6,681,965	2,567	16,491,726	11	15,120	1,094
平成 25 年分	3,035	201,479,969	26,792,905	8,661,469	2,582	17,586,971	12	21,977	1,090
平成 26 年分	3,216	217,845,969	32,060,621	7,164,848	2,711	24,227,456	11	24,221	1,138

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
富山	410	28,553,978	345	2,663,940	151
高岡	262	16,126,183	212	1,368,703	101
魚津	187	11,743,741	157	883,199	70
砺波	101	6,156,035	88	391,125	37
富山県計	960	62,579,937	802	5,306,966	359
金沢	867	57,201,731	745	6,794,452	292
七尾	91	5,003,709	73	312,098	32
小松	183	19,730,109	148	5,017,522	59
輪島	48	3,358,250	41	319,042	16
松任	147	9,090,369	125	737,280	53
石川県計	1,336	94,384,168	1,132	13,180,393	452
福井	443	31,990,313	378	3,547,916	151
敦賀	60	3,310,918	53	191,143	24
武生	213	12,095,188	179	861,571	73
小浜	37	2,020,387	31	109,948	15
大野	50	3,945,344	43	513,822	23
三国	117	7,519,714	93	515,697	41
福井県計	920	60,881,864	777	5,740,097	328
総計	3,216	217,845,969	2,711	24,227,456	1,138

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	3,222	217,600,335	2,709	24,350,046	1,138
	修正申告による増差額	40	712,932	56	33,088	31
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	26	467,298	32	155,678	15
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,216	217,845,969	実 2,711	24,227,456	実 1,138
過 年 分	申 告 額	92	4,424,506	76	230,024	51
	修正申告による増差額	507	6,372,242	741	1,111,099	304
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	111	898,185	149	217,746	69
	決 定 額	3	157,471	3	4,878	2
	計	実 704	10,056,034	実 954	1,128,254	実 376
合 計	申 告 額	3,314	222,024,841	2,785	24,580,069	1,189
	修正申告による増差額	547	7,085,174	797	1,144,187	335
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	137	1,365,483	181	373,424	84
	決 定 額	3	157,471	3	4,878	2
	計	実 3,920	227,902,003	実 3,665	25,355,710	実 1,514

調査対象等： 「本年分」は、平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までの申告（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成25年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成26年11月1日から平成27年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成24年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 -	千円 -	人 7	千円 450	人 -	千円 -
過 年 分	540	102,640	73	23,873	20	22,732
合 計	540	102,640	80	24,323	20	22,732

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税適用財産価額	うち暦年課税分贈与財産価額	納付税額	法定相続人の数
			千円	千円		
1 億円以下	313	26,561,895	652,659	200,519	423,011	725
1 億円超	543	73,956,981	696,073	739,168	3,042,415	1,721
2 "	162	38,831,542	410,268	297,226	3,391,106	560
3 "	70	26,418,646	428,640	211,294	3,744,522	238
5 "	27	15,799,900	318,519	127,790	2,745,638	88
7 "	11	9,043,354	79,760	51,112	1,544,155	40
10 "	8	10,979,485	156,959	41,944	2,701,078	33
20 "	2	4,893,861	-	-	1,757,267	9
30 "	1	3,352,987	-	10,000	1,596,998	1
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	1	7,761,684	-	-	3,403,855	3
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,138	217,600,335	2,742,879	1,679,054	24,350,046	3,418

調査対象等： 平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課 階	税 額 格 級	法 定 相 続 人 員 別 被 相 続 人 数											
		0 人 の もの	1 人 の もの	2 人 の もの	3 人 の もの	4 人 の もの	5 人 の もの	6 人 の もの	7 人 の もの	8 人 の もの	9 人 の もの	10 人 の もの	10人超 の もの
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1	億 円 以 下	4	56	120	103	30	-	-	-	-	-	-	-
1	億 円 超	-	33	112	209	141	29	13	1	2	3	-	-
2	"	-	6	33	54	43	15	6	2	1	1	-	1
3	"	-	3	8	28	23	5	3	-	-	-	-	-
5	"	-	-	6	11	8	1	1	-	-	-	-	-
7	"	-	-	1	2	8	-	-	-	-	-	-	-
10	"	-	-	-	2	3	3	-	-	-	-	-	-
20	"	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
30	"	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50	"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70	"	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
100	"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		4	99	280	410	257	54	23	3	3	4	-	1

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土 地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	人 464	千円 15,925,854
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	325	3,345,214
	宅地（借地権を含む。）	1,042	49,118,008
	山林	220	358,348
	その他の土地	298	5,355,743
	計	実 1,061	74,103,166
家屋、構築物		1,006	12,449,687
事業 （農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	170	396,776
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	34	78,859
	売掛金	58	225,635
	その他の財産	104	559,505
	計	実 236	1,260,775
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	202	13,292,141
	同上以外の株式及び出資	779	18,999,537
	公債及び社債	291	4,525,304
	投資・貸付信託受益証券	414	8,597,972
	計	実 942	45,414,955
現金、預貯金等		1,136	66,285,613
家庭用財産		816	569,084
その他の財産	生命保険金等	373	11,047,380
	退職手当金等	97	4,039,388
	立木	80	227,337
	その他	989	15,517,645
	計	実 1,041	30,831,749
合計		実 1,138	230,915,029
相続時精算課税適用財産価額		91	2,742,879
債務等	債務	1,016	15,426,659
	葬式費用	1,114	2,309,968
	計	実 1,130	17,736,626
差引純資産価額		実 1,138	215,921,281
暦年課税分贈与財産価額		285	1,679,054
課税価格		実 1,138	217,600,335

調査対象等：平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。